

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (基本方針)

第3条 議会は、前条に定める基本理念に基づき、地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化を推進する。

### 【解説】

第3条には、基本方針を定めています。前条の基本理念に基づいて、地方分権の大きな流れに適切に対応するためには、議会の活性化が大切であるとしています。

### (最高規範性)

第4条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等は、この条例と整合を図るものとする。

### 【解説】

第4条には、この条例の最高規範性を定めています。議会基本条例が、笠岡市議会の諸規程の中で最も上に位置するものであって、議会に関する他の規程については、この条例との整合を図ることとしています。

### (議会の活動原則)

第5条 議会は、市民を代表する議決機関であることを自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視及び評価するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動に市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決及び運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かり

やすい議会運営を行うために、笠岡市議会会議規則（昭和33年笠岡市議会規則第1号）、笠岡市議会委員会条例（昭和33年笠岡市条例第10号）等について絶えず見直しを行うものとする。

### 【解説】

第5条には、議会活動の諸原則を定めています。議決機関である議会は、その責任の重さを自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市政の運営を監視及び評価しなければなりません。また、市民の多様な意見を市政に反映させるため、議員相互の自由な討議による政策立案や市長等に対する提言により、市民とともにまちづくり活動に取り組もうとしています。

の意思決定は、議会の議決により行われます。また、議決権が、議会の権限の中で最も本質的なものであることから、このように呼ばれます。

### ※ 執行機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会など、独自の執行権限を持ち、担任する事務について、市の意思を自ら決定し、表示しうる機関をいいます。

### (議員の活動原則)

第6条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重し、かつ、保障しなければならぬ。

2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、議案の審議又は審査を行うほか、政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。

3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。

4 議員は、自ら議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

### 【解説】

第6条には、議員の活動の諸原則を定めています。議員は議会の一員であり、議会が合議制の機関であり、言論の府であることを自覚し、自由な議員間討議を尊重し保障しなければなりません。議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなくてはなりません。議員は、市政全般についての課題や市民の意見を的確に把握するとともに、また、自己の能力を高める努力と研さんをし、議案審議、審査を行い、政策立案、政策提言を行うよう努めなければなりません。

また、議員は、自らの議会活動について、市民に説明責任を果たせなくてはなりません。

### ※ 言論の府

自由な言論は、民主政治の基礎として重要な意味を持ちます。議会が、言論を大切にすることが、あることを表しています。